**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第２８２号）**

**〔　株主総会関連文書公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日　平成２９年６月３０日）**

**第一　審査会の結論**

　１　大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求に係る公開決定において、「企業対象暴力事犯視察連絡員制度実施要領の制定について」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、これを公開としたことは妥当である。

　２　実施機関は、本件行政文書のほか、特定の企業の株主総会の警備に関する行政文書を特定し、改めて公開、非公開等の決定を行うべきである。

**第二　審査請求の経過**

　１　審査請求人は、平成２３年３月２日、実施機関に対して、大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号。以下「条例」という。）第６条の規定により、次の文書について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　（１）○／○（○）に開かれたＡ社の株主総会の警備について判る文書

　（２）○／○（○）に開かれるＢ社の株主総会の警備について判る文書

　（３）今までの株主総会で警察が介入した事案の内容が判る文書

２　平成２３年３月１６日、実施機関は、本件請求のうち上記（１）及び（２）に係る部分に対応する行政文書として本件行政文書を特定し、条例第１３条第１項の規定により、行政文書の公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

　３　審査請求人は、平成２３年４月１１日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による改正前の行政不服審査法第５条の規定により、実施機関の上級庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、本件決定の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定の取消しを求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　　　公開されると称するものは僕が開示を求めているものとは異なるので不開示決定と判断します。

　　　資料は、今までの全ての申告がウソであることを認めることになった。全く調査をせずに単に不存在すれば、それで終わりだと安心している。

今回の開示請求書も参考にしてください。

大体何で東京から大阪に株主総会に出席したのか調査したのか。それを行わないで文書の特定が可能な訳がないのです。曽根崎署では署外にほうり出され、生命の危機にあったので株主総会の出席も断念した。関係者の処罰をしていただくことが今僕との間に必要です。僕は自分の住所氏名を名乗っているのにホームレスだと放りだした。

**第五　諮問実施機関の主張要旨**

　　　諮問実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

１　実施機関の意見等

（１）本件決定

本件行政文書は、総会屋等の反社会的勢力による企業に対する不当要求、不法行為等（以下「企業対象暴力事犯」という。）を早期に把握し、計画的な取締りを推進するため、企業対象暴力事犯視察連絡員制度の実施について必要な事項を定めた規程である。

同規程において、企業対象暴力事犯に対処し、企業と警察との連携体制を強化するため、警察署において企業対象暴力事犯視察連絡員（以下「連絡員」という。）を指名し、定期的かつ積極的な視察連絡を行い、警察と企業との信頼関係を深め、協力意欲の向上を図り、もって企業対象暴力事犯の取締りを推進することとしている。連絡員の任務は、総会屋等の反社会勢力の動向及び実態の解明・視察対象企業への警告、指導及び連絡・企業対象暴力事犯の情報収集・被害関係者の保護連絡が定められている。

実施機関は、この規程に基づき株主総会の警備を含め、企業対象暴力事犯の取締りを推進しており、他に規程等は存在しないことから、本件行政文書を本件請求に対応するものとして特定したものである。

（２）結論

以上のとおり、本件決定は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法・不当はなく、適法かつ妥当なものである。

２　諮問実施機関のまとめ

本件審査請求に係る本件決定は、適正・妥当に行政文書の特定が行われており、条例第１３条第１項の規定により行われたものであり、違法・不当はないものと考える。

**第六　審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件請求に係る行政文書について

　　　実施機関は、本件請求に係る行政文書について、審査請求人に確認した上で、本件行政文書を特定し、本件決定を行った。

３　本件決定の妥当性について

（１）本件決定における本件行政文書の特定についての諮問実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

　　　　本件請求時において、実施機関の担当者が対象文書を特定するために、審査請求人に対して、請求内容の趣旨を確認したところ、行政文書公開請求書（以下「請求書」という。）に記載された両企業の株主総会について警察が警備を行う根拠となる文書の公開を求めていることがわかった。

　　　　実施機関の担当者は、審査請求人に対して、特定の企業の株主総会を警察が警備する情報は、法人情報や公共安全情報に該当するので公開できないことを説明し、警察が株主総会を警備する根拠となる規定であれば公開することができるということを説明したところ、審査請求人は、「判断はおまかせしますので、文書を公開してください。文書がなければ不存在による非公開決定でも構いませんが、記載内容は変えません。」として、請求書の記載内容を補正しなかった。

　　　　実施機関は、審査請求人の判断はまかせるとの意向を踏まえ、総会屋などの反社会的勢力による企業対象暴力事犯を早期に把握し、計画的な取締りを推進するため、企業対象暴力事犯視察連絡員制度の実施について必要な事項を定めた本件行政文書を特定し、本件決定を行ったものである。

（２） 実施機関が、特定の企業の株主総会の警備に関する文書の公開を求める請求であれば、当該請求を拒否することとなるため、審査請求人に対し請求内容の趣旨を確認の上、請求内容を広く解釈し、公開可能な本件行政文書を特定し、本件決定を行ったことについては、理解できる。

　　　　一方で、実施機関が本件請求時に特定の企業の株主総会の警備に関する文書については、請求を拒否することになると審査請求人に伝えたとしても、審査請求人は請求書の記載内容について補正しておらず、また、審査請求書において、「公開されると称するものは僕が開示を求めているものとは異なる」との主張からも、審査請求人は、本件請求において、特定の企業の株主総会の警備に関する文書の公開を求めているものと認められる。

よって、実施機関が本件決定を行ったことは妥当であるが、本件行政文書以外に、特定の企業の株主総会の警備に関する文書についても本件請求に係る対象行政文書として特定をした上で、公開、非公開等の決定を行うべきである。

　４　その他

　　　審査請求書において、当審査会での口頭意見陳述を希望する旨が確認できたため、当審査会事務局から口頭意見陳述の日程調整についての文書を４回送付したが、審査請求人は、しばらく様子を見たい、延期したいなどの理由により、日程の案内に応じることはなく、その後、当審査会から同様の文書を３回送付したが、回答がなかった。

その後、平成２７年５月２９日に当審査会から口頭意見陳述の日程調整についての文書を送付したが、審査請求人は、期日の延期を希望するのみで、具体的な時期を特定することがなかった。

さらに、平成２７年８月２０日に当審査会から口頭意見陳述の日程調整についての文書を送付し、回答がない場合又は口頭意見陳述の時期を特定できない場合には、口頭意見陳述の希望がないものと判断する旨通知したが、審査請求人からの回答内容は、口頭意見陳述の時期を特定できるものではなく、その後も口頭意見陳述の希望時期についての申出はなかった。

以上のことから、当審査会は、条例第２４条第１項の規定により、口頭意見陳述を行わないことと決定した。

　５　結論

　　　以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員）

長谷川佳彦、田積司、池田晴奈、近藤亜矢子